

特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県における特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る事務に関し、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号。以下「法」という。)及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則(令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第3条第2項の規定による認定の申請は、特定地域づくり事業協同組合認定申請書(様式第1号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書に添付する規則第1条第1項第4号(規則第5条の規定により添付する場合も含む。)に掲げる事業計画は様式第2号及び様式第2号-2、収支予算は様式第3号によるものとする。

(市町村の長の意見聴取)

第3条 法第3条第5項(法第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の長からの意見は、特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る市町村の長の意見書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(変更の認定の申請)

第4条 法第5条第2項の規定による変更の認定の申請は、特定地域づくり事業協同組合変更の認定申請書(様式第1号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書に添付する規則第4条第2号に掲げる事業計画は様式第2号及び様式第2号-2、収支予算は様式第3号によるものとする。

(変更の届出)

第5条 法第5条第5項の規定による変更の届出は、特定地域づくり事業変更届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書に添付する規則第1条第1項第5号に掲げる書類について、設立後最初の決算期を終了していない事業協同組合の届出に係る場合は、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表をもって代えることができる。

(認定の有効期間更新)

第6条 法第6条第2項の規定による認定の有効期間更新の申請は、特定地域づくり事業協同組合認定有効期間更新申請書(様式第1号)を提出して行うものとする。

(廃止の届出)

第7条 法第8条の規定による廃止の届出は、特定地域づくり事業廃止届出書(様式第6号)を提出して行うものとする。

(事業計画等)

第8条 法第11条第1項の規定による事業計画は様式第2号及び様式第2号-2、収支予算は様式第3号によるものとする。

2 法第11条第2項の規定による事業報告書は様式第7号、収支決算書は様式第8号によるものとする。ただし、収支決算書については、当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書をもって代えることができる。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。